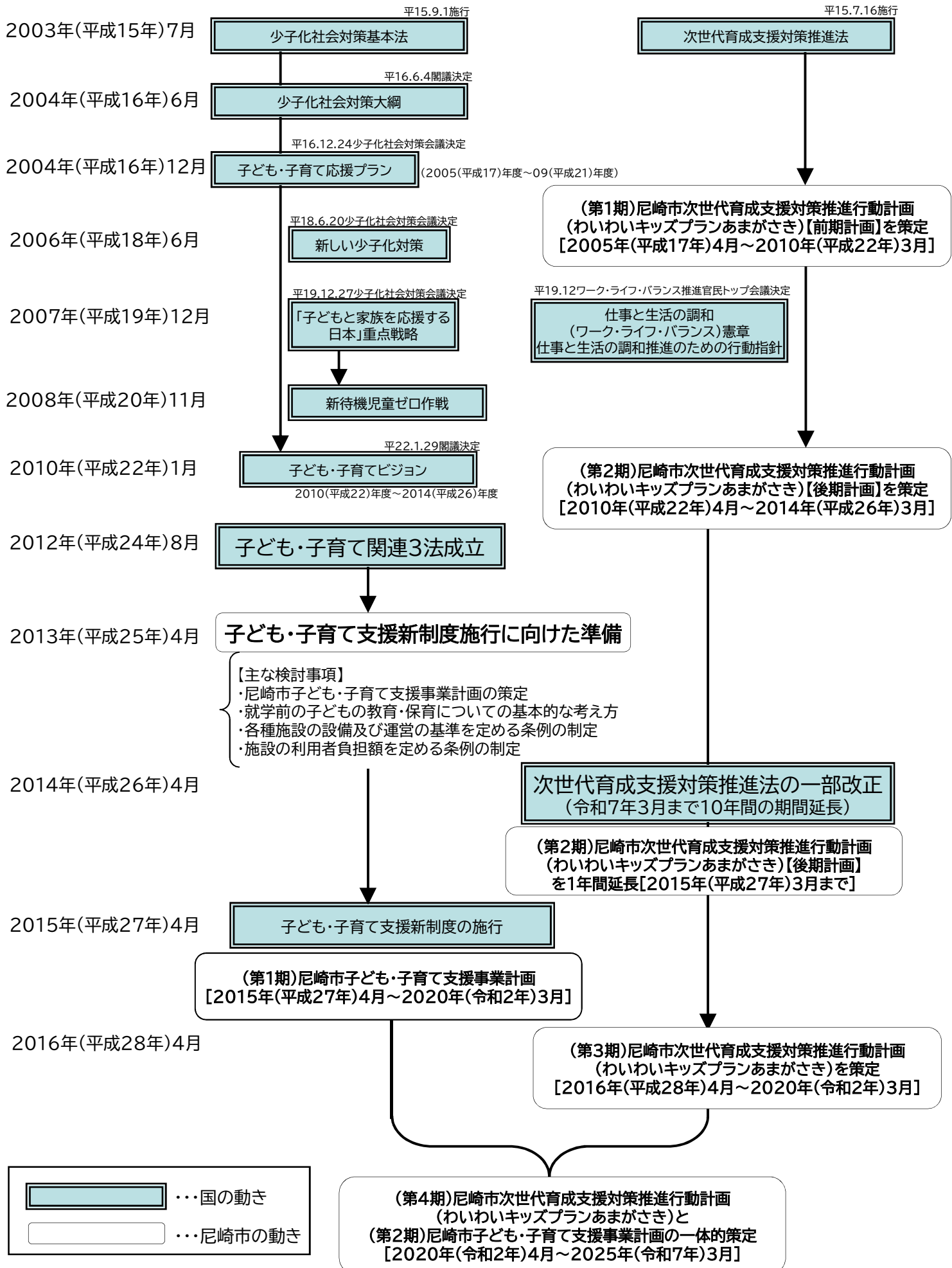


尼崎市の子どもや子育ての現状等

(1) 少子化対策に係る国の動き及び尼崎市の対応

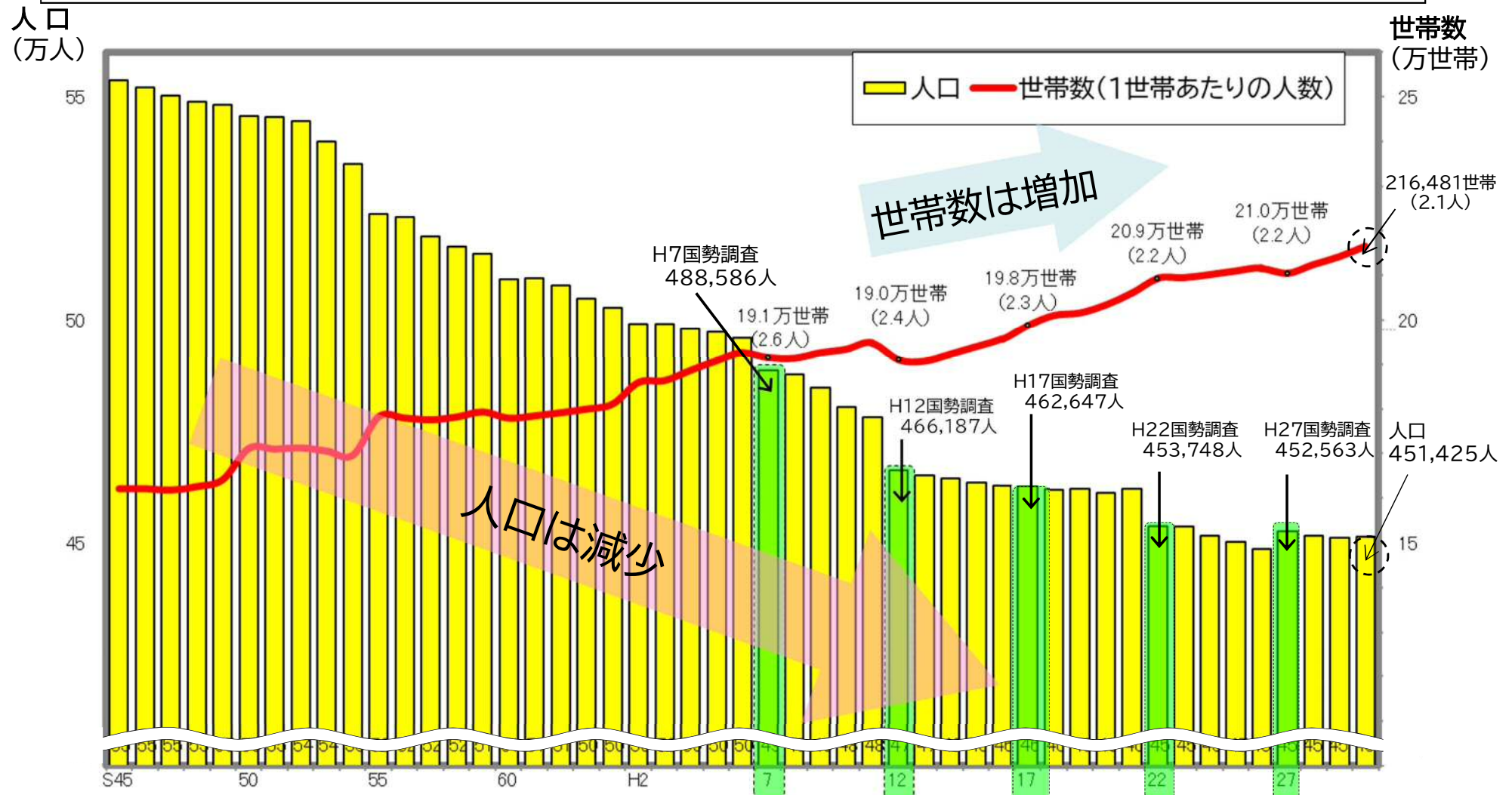


(2) 尼崎市の人口及び世帯数の推移

○転出数が転入数を上回る社会減に加えて、死亡数が出生数を上回る自然減が加わり、人口は減少傾向にあったが、平成28年以降、転入数が転出数を上回る社会増に転じており、近年は、ほぼ横ばいとなっている。

○一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人数は減少している。

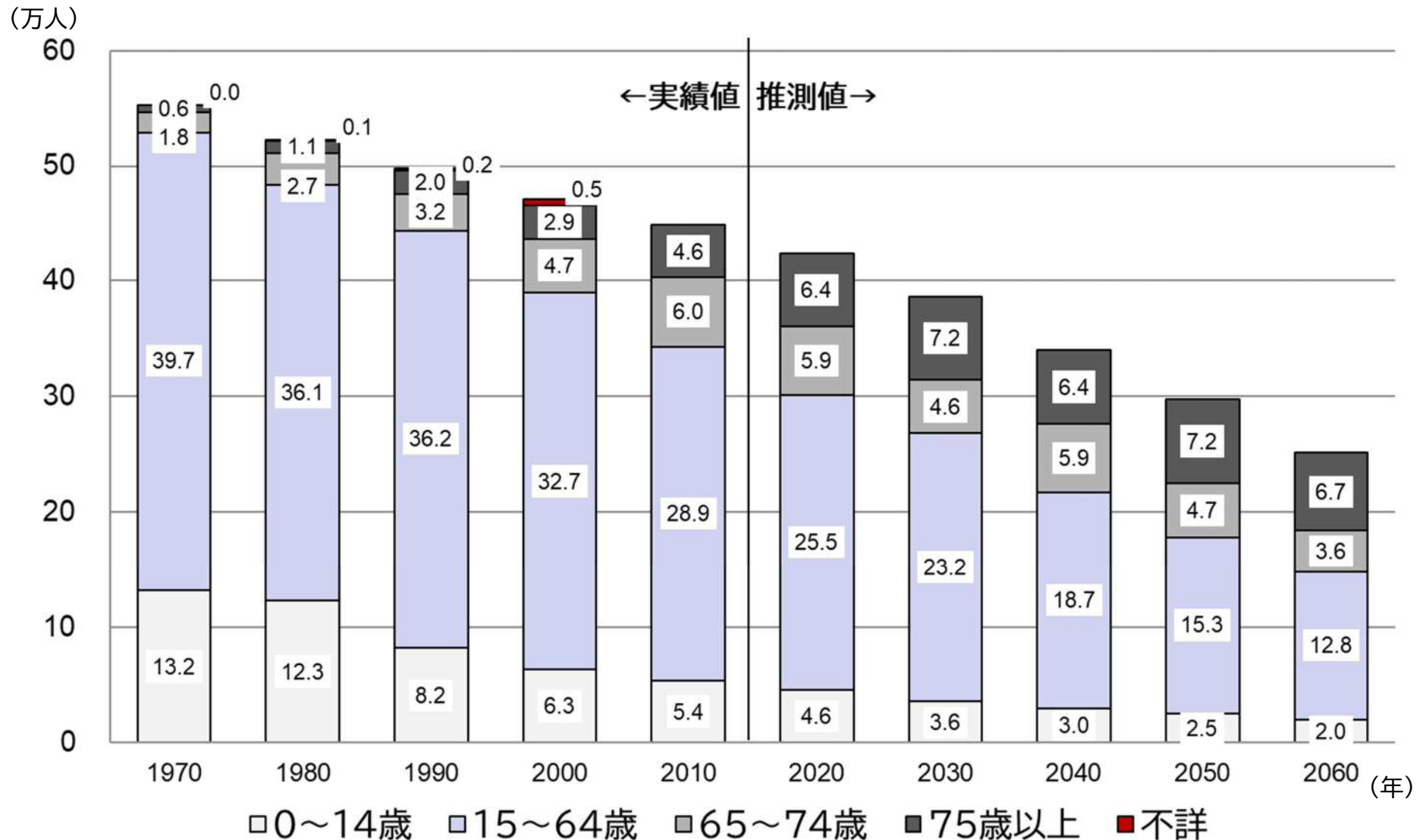
【平成30年 年間増減数 対前年442人(自然増減△1,258人・社会増減1,700人)】



資料: 尼崎市統計書

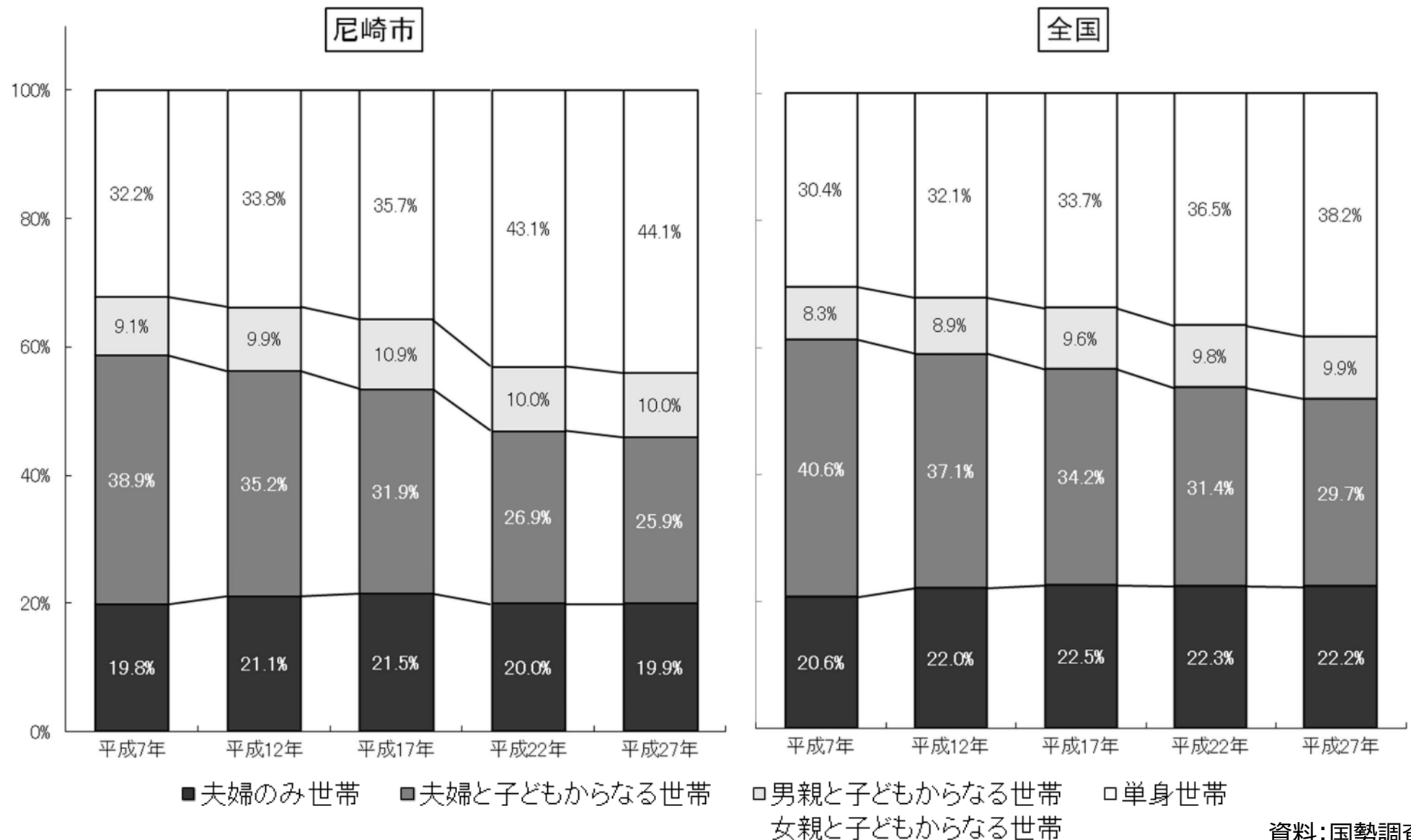
(3) 将来人口の推移

○人口減少と少子高齢化は今後も進み、2060年には、人口は25万人程度になる見込み。
(2060年の高齢化率は40%を超える。)



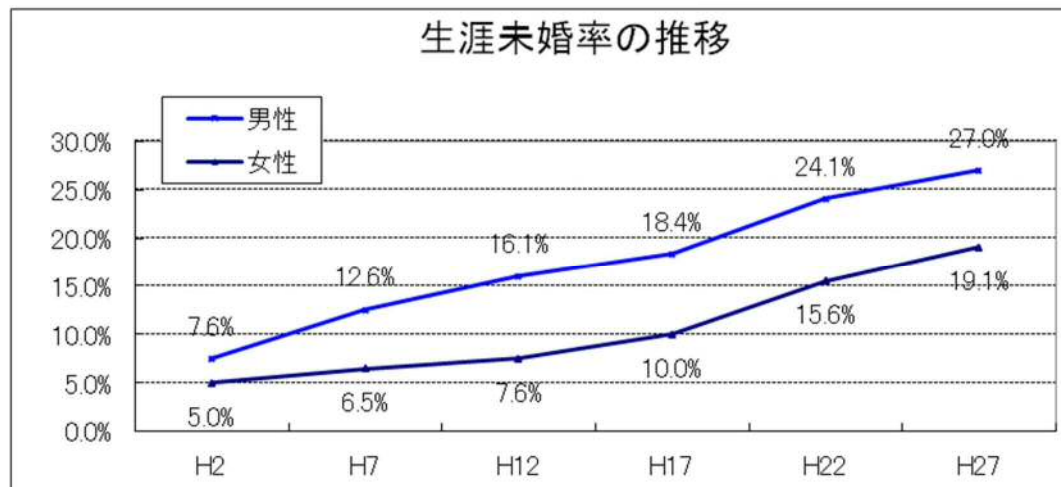
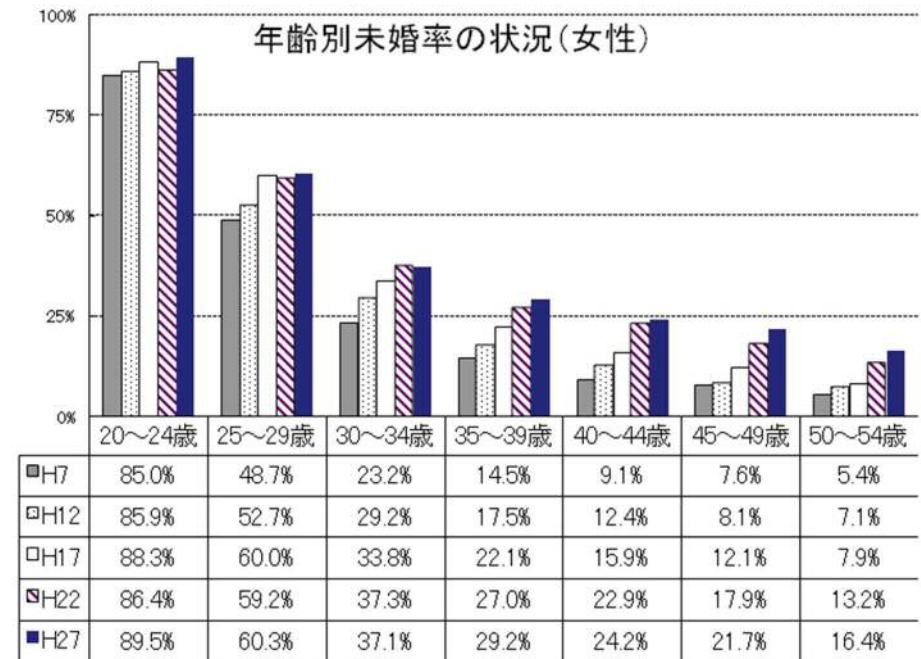
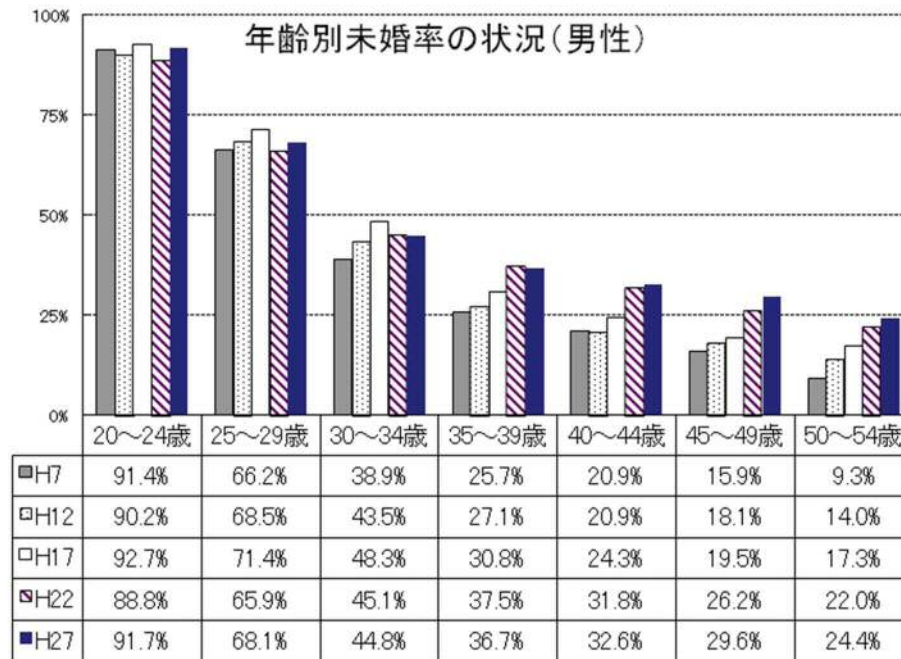
(4) 世帯構成の推移

○全国との比較では「単身世帯」が多く、「夫婦と子どもからなる世帯」が少なくなっている。
○また、年度別の推移では、尼崎市及び全国ともに「単身世帯」が増加傾向にある反面、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にある。



(5) 未婚率の状況

- 年齢階層別では、平成22年まで男性は35歳以上、女性は30歳以上で未婚率が増加してきたが、平成27年は男性で減少が見られる。
- 生涯未婚率(※1)も男女ともに増加している。



(※1)生涯未婚率
45～49歳と50～54歳未婚率の平均値から、50歳時の未婚率(結婚したことがない人の割合)を算出したもの

(6) 出生数及び合計特殊出生率の推移

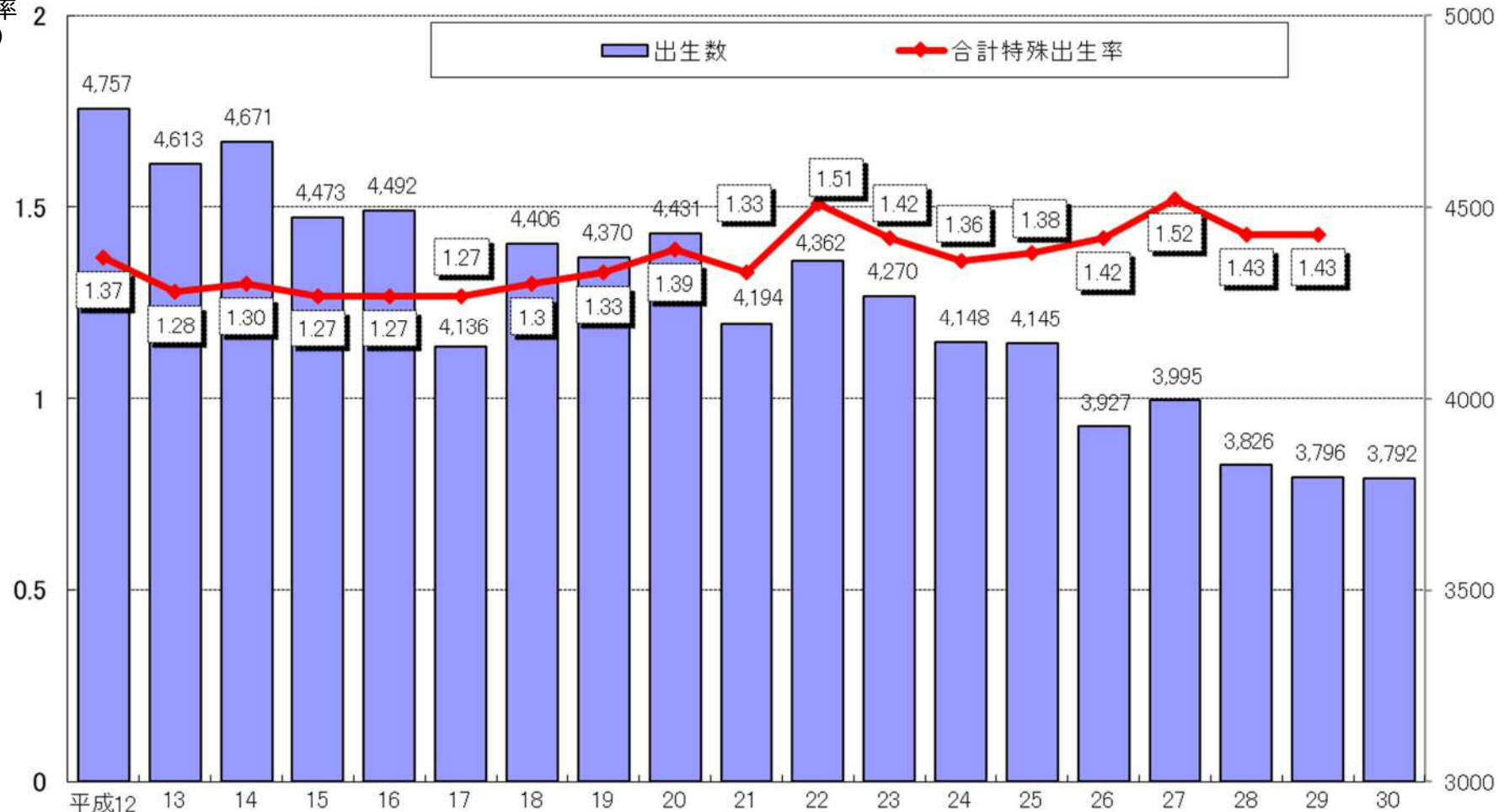
- 出生数は、年度によって多少の増減はありつつも、経年的に減少傾向である。
- 合計特殊出生率(※2)は平成15年から平成17年までの1.27がもっとも低く、それ以降は回復傾向にあるが、人口規模を維持するための2.08には遠く及ばない状況となっている。

(※2)合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標のことで、15～49歳までの年齢別出生率の合計

合計特殊
出生率
(人)

出生数
(人)

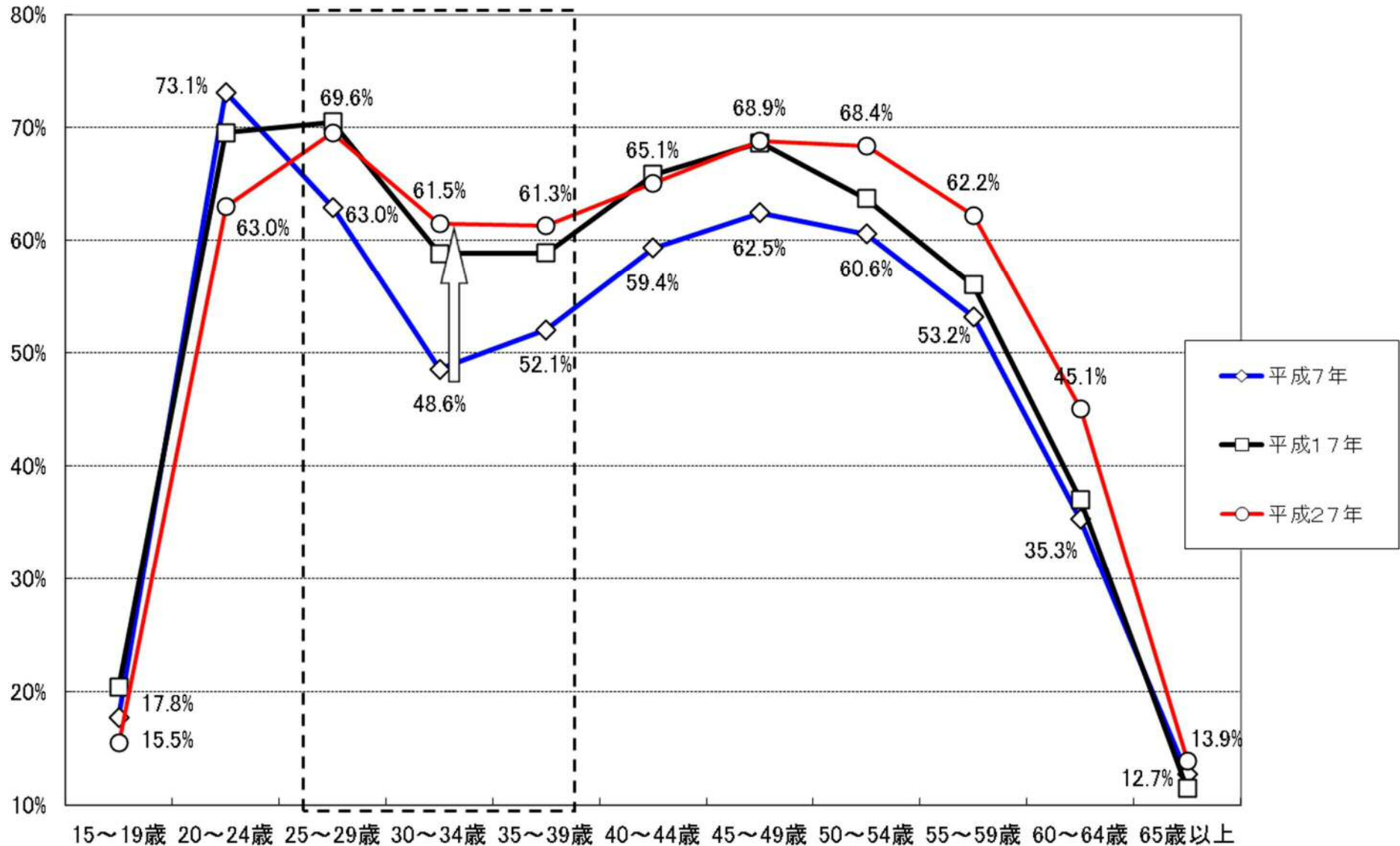


【※合計特殊出生率は平成30年度分集計中のため平成29年度までを表記】

資料：尼崎市統計書、保健行政の概要

(7) 女性の就労の状況

○平成7年から平成27年にかけて相対的に就業率が増加傾向にあり、特に30～34歳の就業率の上昇が著しく、20年間で12.9ポイントの増加となっている。



(8) 児童虐待の状況

- 児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、児童虐待に対する市民の認知度の向上等の要因もあり、5年前(平成26年度)と比べて倍増している。
- 相談種別では、ネグレクト(※4)の構成比が年々高くなってきているが、これは近頃増加している「泣き声通報」を調査した結果、「心理的虐待」ではなく、「ネグレクト」に分類される内容のものが多くなっているため、平成29年度で全国と比べて約3.3倍になっている。

(※3)身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束する 等

(※4)ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない 等

(※5)心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) 等

(※6)性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触れる又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする 等

児童虐待相談件数の推移

虐待相談種別	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度	
	件数	構成比	構成比(全国)	件数	構成比	構成比(全国)	件数	構成比	構成比(全国)	件数	構成比	構成比(全国)	件数	構成比
身体的虐待(※3)	453	35.2%	29.4%	501	28.6%	27.7%	413	18.3%	26.0%	340	14.6%	24.8%	376	15.0%
ネグレクト(※4)	465	36.1%	25.2%	734	41.9%	23.7%	1,355	59.9%	21.1%	1,544	66.5%	20.0%	1,699	67.8%
心理的虐待(※5)	349	27.1%	43.6%	498	28.4%	47.2%	483	21.3%	51.5%	431	18.6%	54.0%	425	17.0%
性的虐待(※6)	21	1.6%	1.7%	19	1.1%	1.5%	11	0.5%	1.3%	6	0.3%	1.2%	5	0.2%
合計	1,288	100.0%	100.0%	1,752	100.0%	100.0%	2,262	100.0%	100.0%	2,321	100.0%	100.0%	2,505	100.0%

(9) 市立小・中学校の不登校の状況

○不登校(※7)児童生徒数は、小学校・中学校とも平成30年度は増加しており、全国や兵庫県と比べても、出現率が高くなっており、特に小学校では、平成29年度は全国の約1.5倍となっている。

(※7)不登校

年間30日以上欠席した児童生徒のうち、「病気」や「経済的理由」を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況

◆小・中学校の不登校児童生徒の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	123人	120人	142人	174人	184人
中学校	426人	407人	435人	383人	490人

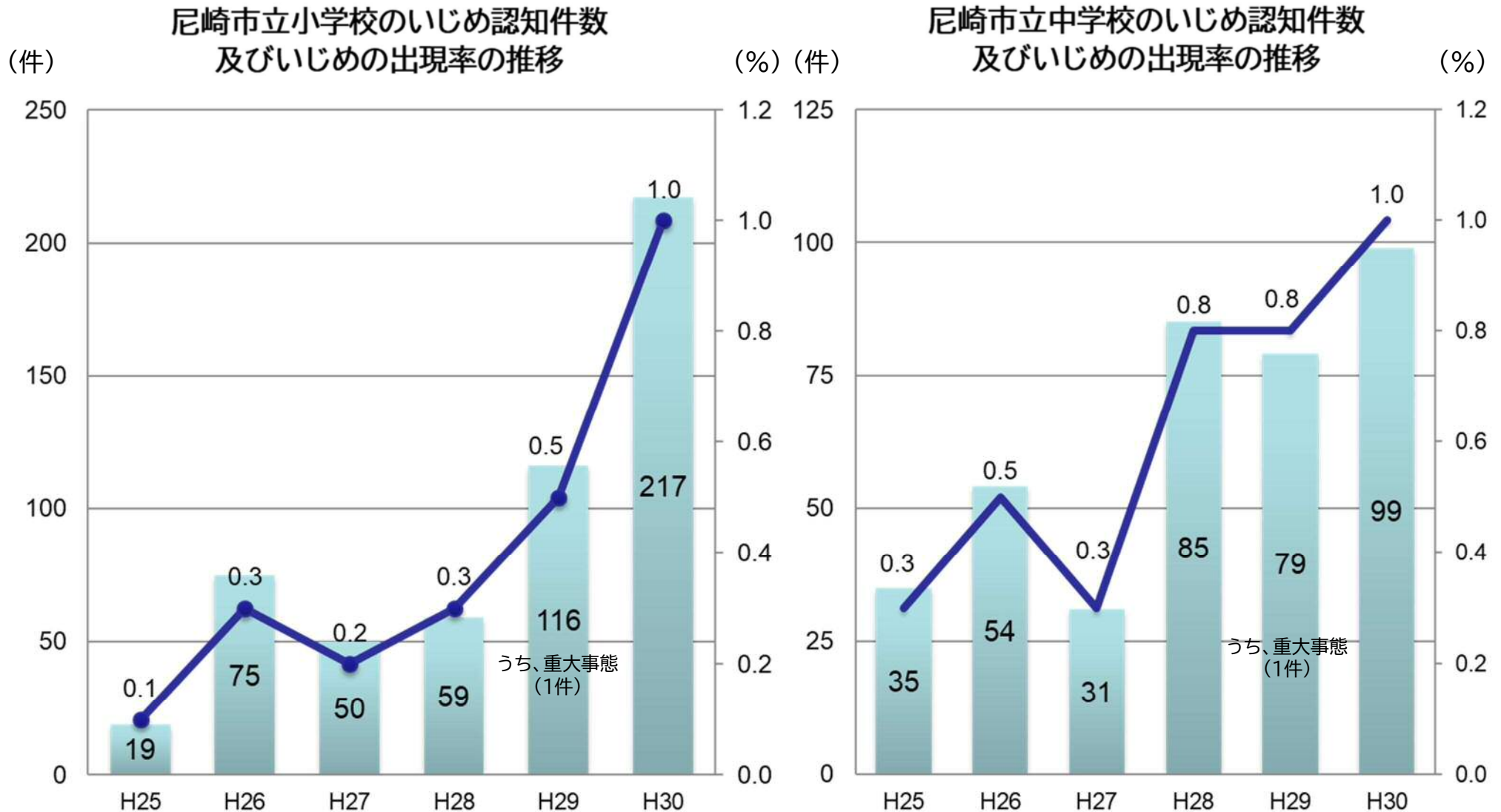
◆国・県・市における小・中学校の不登校児童生徒の出現率の推移

【※全国及び兵庫県の出現率は平成30年度分集計中のため平成29年度までを表記】



(10) 市立小・中学校のいじめの状況

○いじめの認知件数は、平成27年度に国がいじめの認知の捉え方の基準を見直したうえで、平成26年度分の再調査を行ったため、小学校・中学校ともに、平成26年度以降増加している。



(11) 発達障害の児童生徒の状況

○学習障害(LD)(※8)、注意欠陥多動性障害(ADHD)(※9)などの発達障害の児童生徒数は、ここ数年、中学校は横ばい、小学校は増加傾向にある。

(※8)学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をいう。

(※9)注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢或いは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす状態をいう。

(※10)高機能自閉症

知的な発達の遅れはない(IQ71以上)が、言葉の発達の遅れと偏り、対人関係の困難さ、活動や興味の範囲の狭さなどの特徴がある自閉症のことをいう。

小学校	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合
学習障害(LD)	27	0.1%	27	0.1%	15	0.1%	28	0.1%	28	0.1%
注意欠陥多動性障害(ADHD)	94	0.4%	101	0.5%	108	0.5%	128	0.6%	134	0.6%
高機能自閉症(※10)	60	0.3%	62	0.3%	80	0.4%	96	0.4%	78	0.4%
合 計	181	0.8%	190	0.9%	203	1.0%	252	1.1%	240	1.1%

中学校	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合	人数	児童に占める割合
学習障害(LD)	40	0.4%	46	0.5%	38	0.4%	22	0.2%	35	0.4%
注意欠陥多動性障害(ADHD)	46	0.5%	49	0.5%	53	0.5%	62	0.6%	80	0.8%
高機能自閉症(※10)	29	0.3%	32	0.3%	32	0.3%	41	0.4%	85	0.9%
合 計	115	1.1%	127	1.3%	123	1.2%	125	1.2%	200	2.1%

(12) 就学援助認定の状況

○就学援助制度(※11)の認定割合は、年々減少傾向にあるが、全国(平成25年度から平成27年度まで(最新データ)、小学校・中学校の要保護・準要保護(※12)の合算)と比べると、10ポイントほど高くなっている。

(※11)就学援助制度

小・中学校の児童生徒の保護者で、世帯の所得合計金額が一定基準額以下の場合、学用品費や給食費等が扶助される制度

(※12)要保護・準要保護児童

「要保護」とは、生活保護を受けている者をいう。また、「準要保護」とは、(1)「児童扶養手当を受けている者」、(2)「世帯の所得合計が次の基準額以下の者(特別支援学級入級者は別に基準あり)」をいう。

要保護・準要保護就学援助認定者数

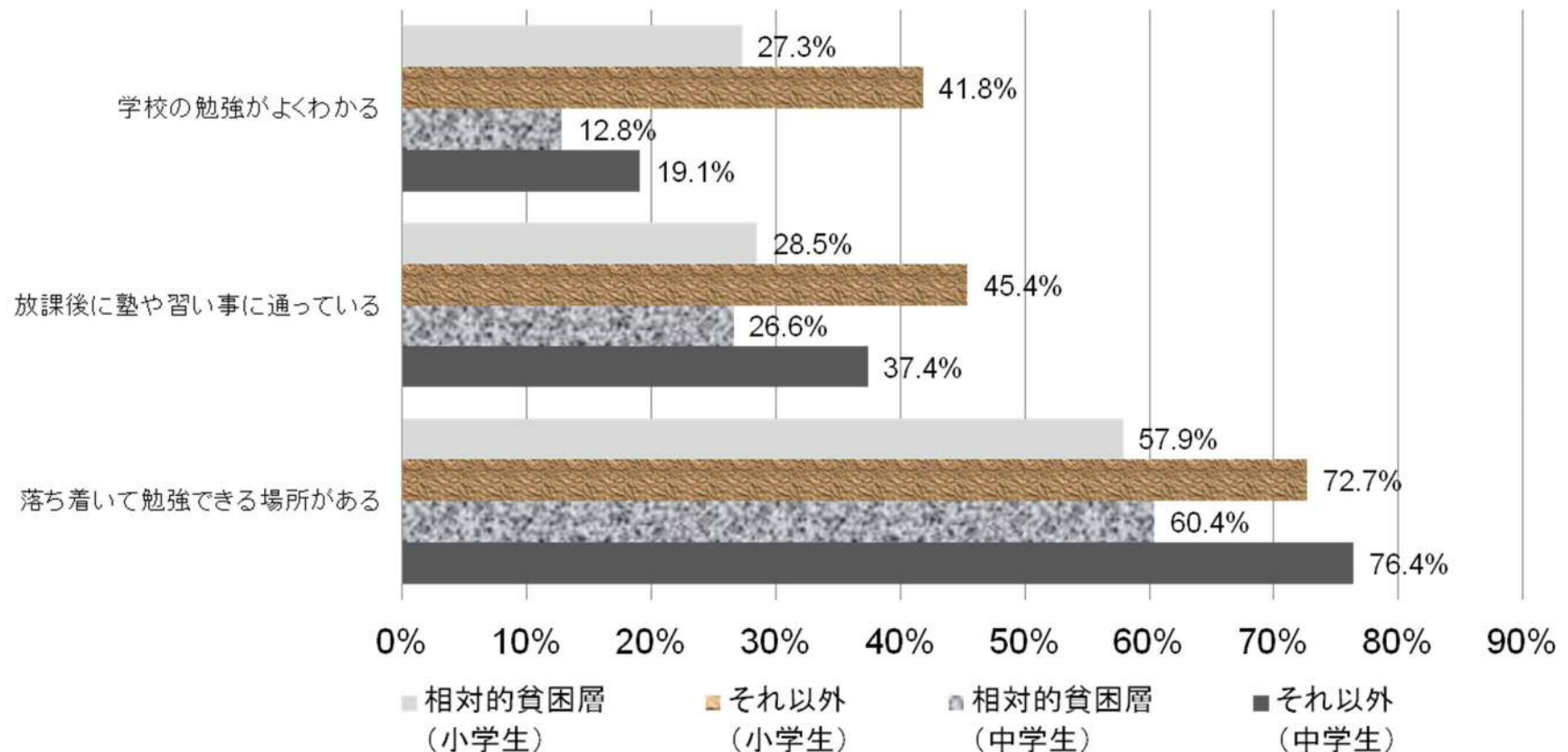
		平成26年度			平成27年度			平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		認定者数	認定割合	認定割合 (全国)	認定者数	認定割合	認定割合 (全国)	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合
小学校	要保護	858	3.8%		810	3.7%		807	3.7%	758	3.5%	680	3.5%
	準要保護	4,333	19.6%		4,223	19.3%		4,079	18.8%	3,909	18.1%	3,314	18.1%
	小計	5,191	23.4%		5,033	23.0%		4,886	22.5%	4,667	21.6%	3,994	21.6%
中学校	要保護	504	4.8%		498	4.8%		454	4.5%	452	4.5%	407	4.5%
	準要保護	2,460	23.8%		2,374	23.1%		2,238	22.3%	2,104	21.3%	1,796	21.3%
	小計	2,964	28.6%		2,872	27.9%		2,692	26.8%	2,556	25.8%	2,203	25.8%
合 計	要保護	1,362	4.2%		1,308	4.0%		1,261	3.9%	1,210	3.8%	1,087	3.8%
	準要保護	6,793	20.9%		6,597	20.5%		6,317	19.9%	6,013	19.1%	5,110	19.1%
	小計	8,155	25.1%	15.3%	7,905	24.5%	15.2%	7,578	23.8%	7,223	22.9%	6,197	22.9%

(13) 相対的貧困層の状況

- 「相対的貧困層(※13)」を「それ以外」と比べると、「学校の勉強がよくわかる」「放課後に塾や習い事に通っている」が、小学生・中学生ともに3割程度低くなっている。
- 「学校の勉強がよくわかる」中学生は小学生の半分以下となっている。

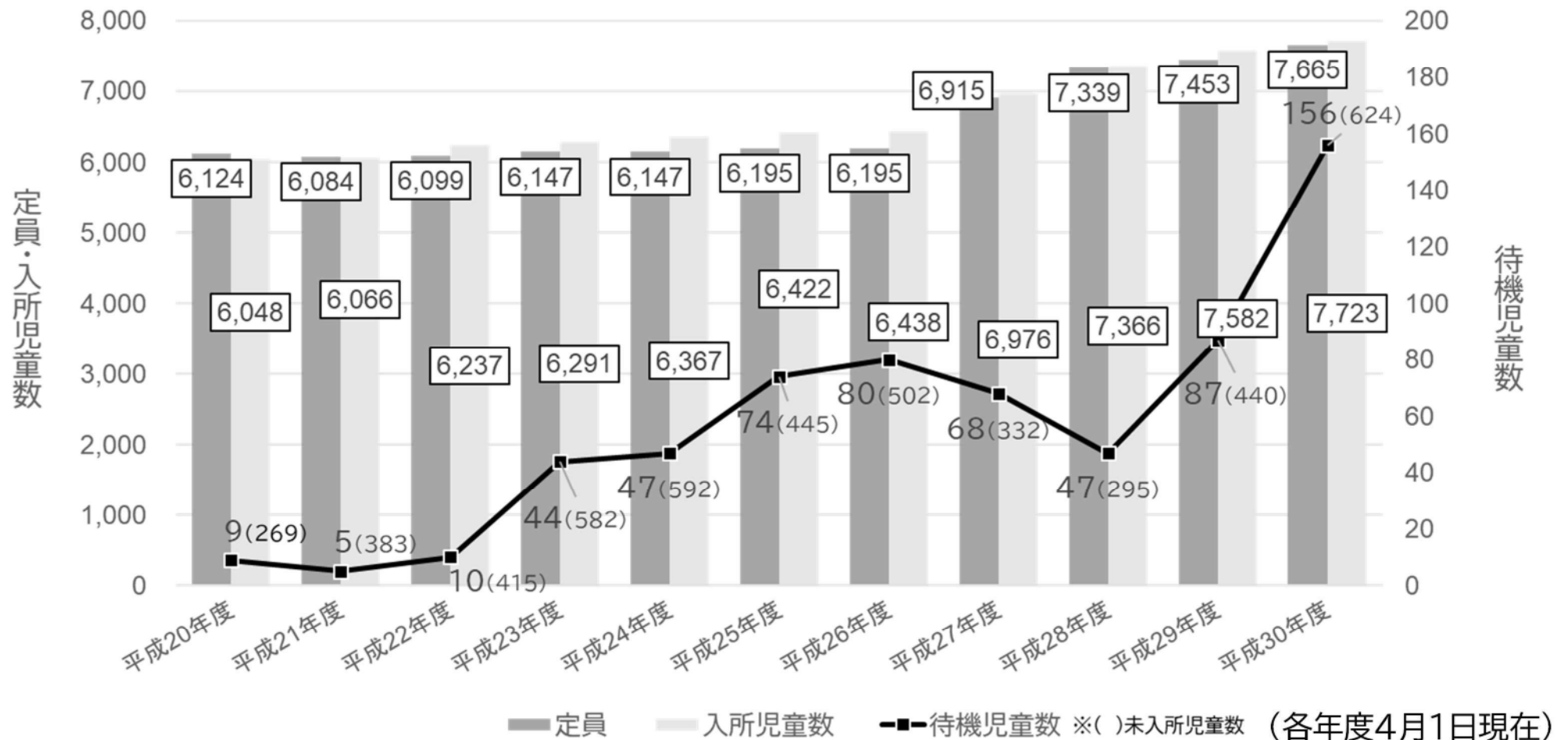
(※13)相対的貧困層

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の2分の1を相対的貧困水準とする国民生活基礎調査の定義に基づいており、世帯収入がこの相対的貧困水準以下の世帯を相対的貧困層と定義している。



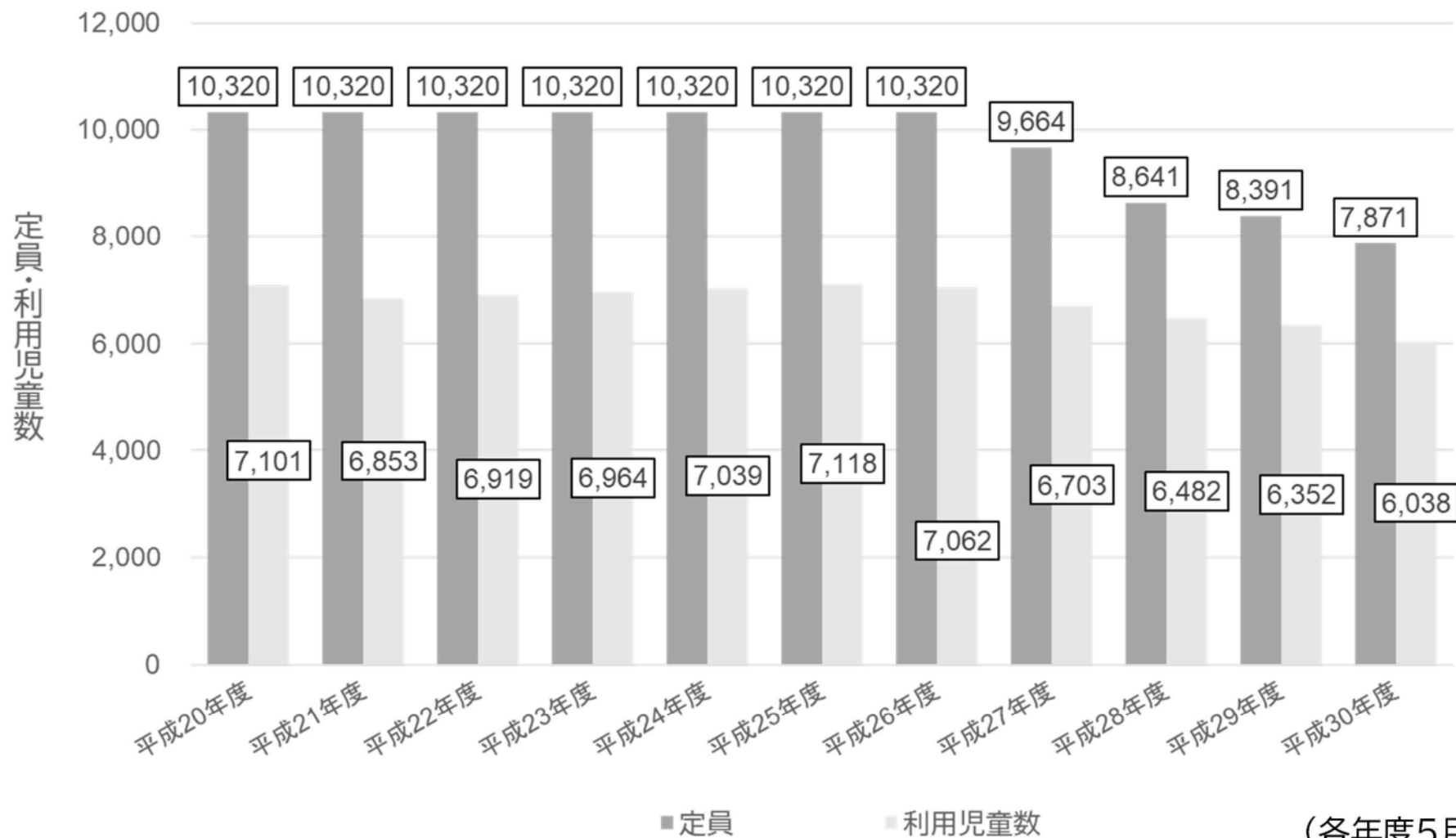
(14) 保育所等(2・3号)定員・入所児童数・待機児童数の推移

○保育所等における待機児童数は平成26年度まで増加傾向にあり、その後平成28年度にかけて一旦減少したが、平成29年度に大幅に増加している。増加要因としては、小規模保育事業の新設等による定員増を行ったものの、共働き世帯の増加に伴う女性就業率の上昇により、それを上回る利用希望があったことや、待機児童の定義の変更があったことなどによる。



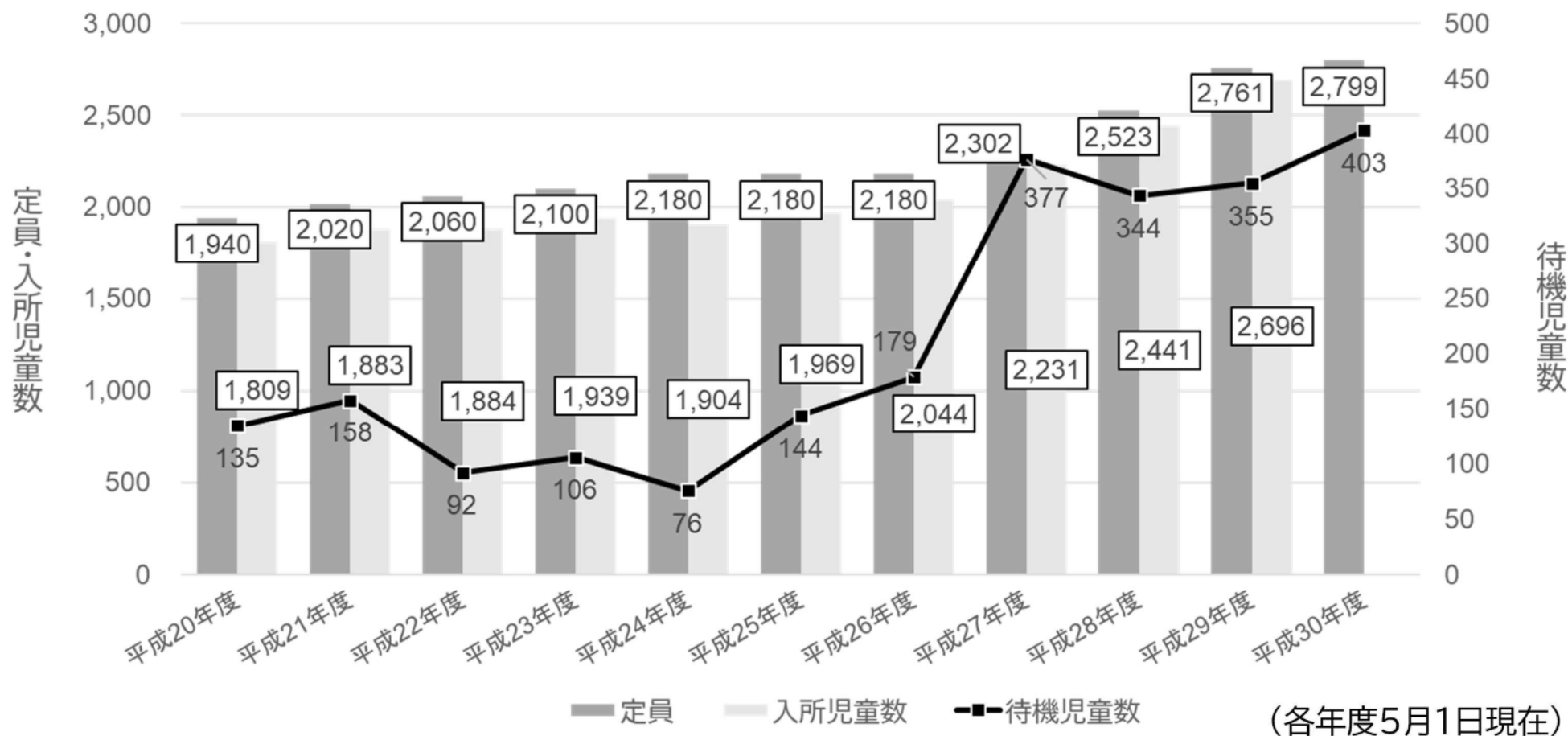
(15) 幼稚園等(1号+私学助成幼稚園)定員・利用児童数の推移

○共働き世帯の増加に伴う女性就業率の上昇などによる保育ニーズの高まりを受けて、ここ数年は、利用児童数の減少が見られる。



(16) 児童ホーム定員・入所児童数・待機児童数等の推移

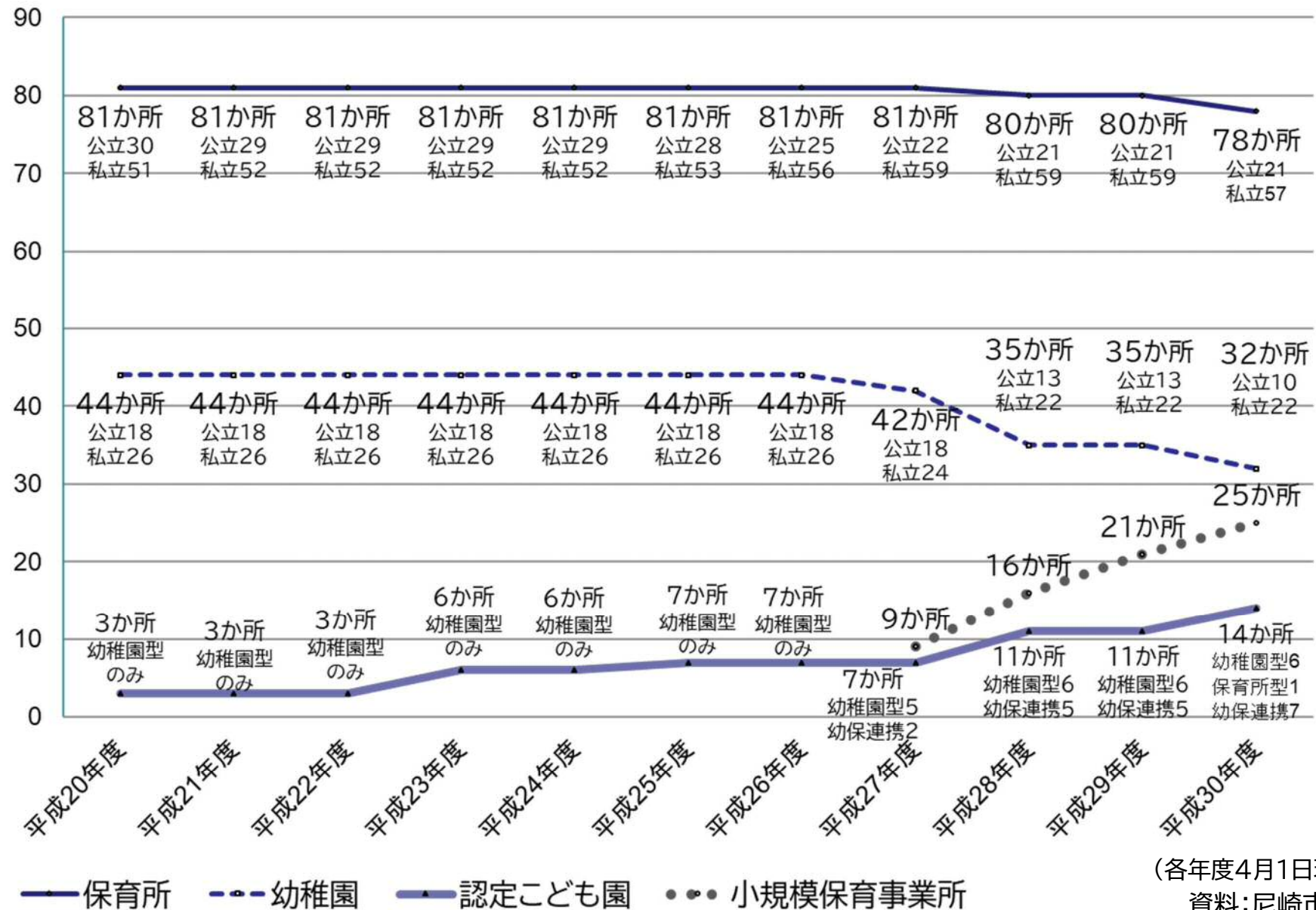
○児童ホームにおける待機児童数は増加傾向にあり、特に平成27年度に大幅に増加している。増加要因としては、公設児童ホームの施設整備等や民間児童ホームの活用による定員増を行ったものの、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、対象児童の学年が「おおむね小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大されたことや、これまでの対象となっていた低学年（小学校1～3年生）のニーズ量の増大などによる。



資料：地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(17) 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所の施設数の推移

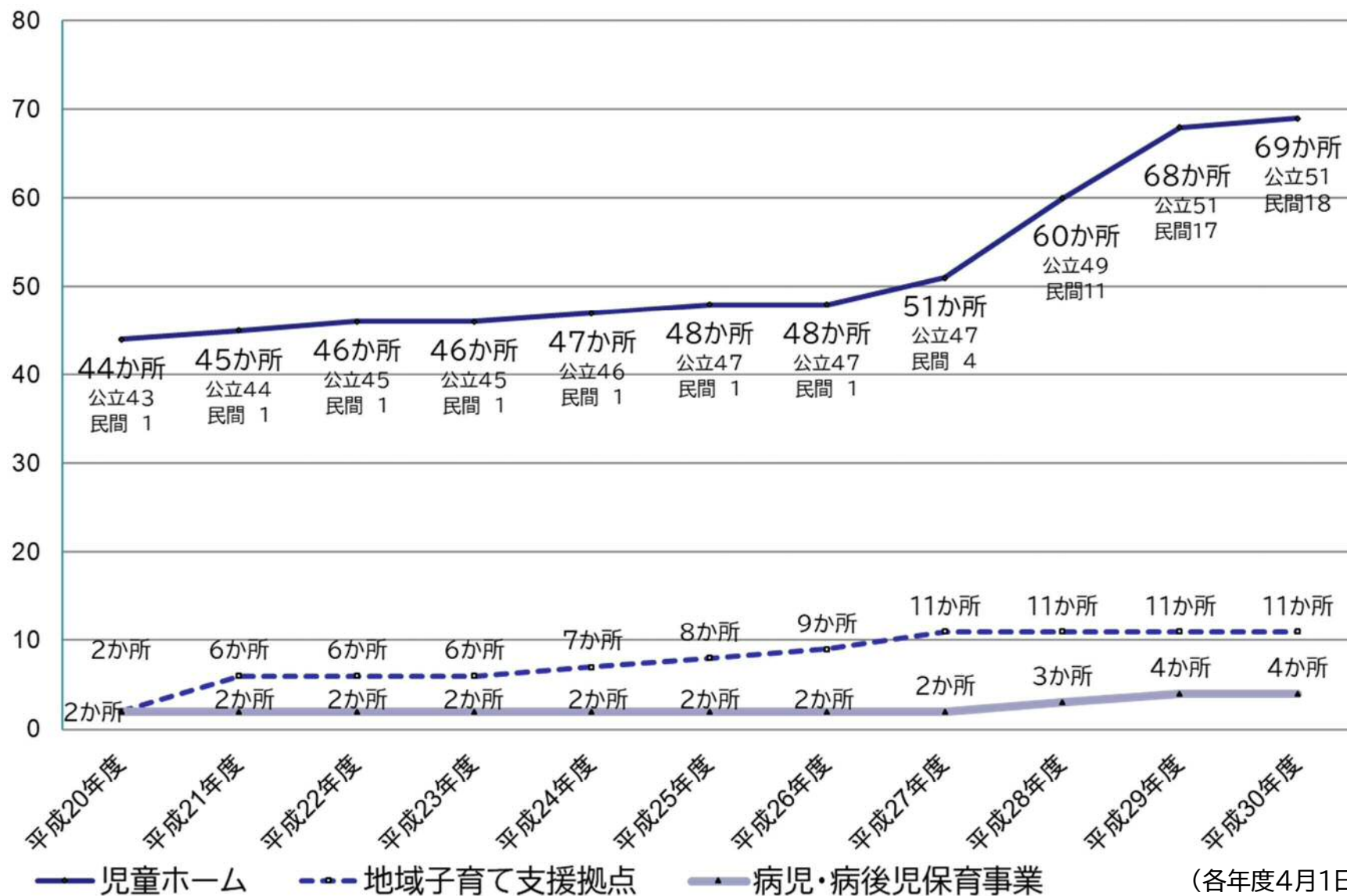
○子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度以降、認定こども園への移行や小規模保育事業の新設等による各施設の増減が見られる。



(各年度4月1日現在)
資料: 尼崎市統計書

(18) 地域子ども・子育て支援事業に係る主な施設数の推移

○施設・事業の利用状況及び意向等を踏まえつつ、地域子ども・子育て支援事業のサービス量の確保に取り組んできたことから、各施設数の増加が見られる。



(各年度4月1日現在)

資料: 尼崎市 こども福祉課、児童課 資料